

くらしの情報

新処理施設・新最終処分場
のお知らせ

編集・発行
一関地区広域行政組合(一関市・平泉町)

エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設・新最終処分場の 候補地に関する説明会を開催しました

一関地区広域行政組合(組合)では、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設(新処理施設)と新一般廃棄物最終処分場(新最終処分場)の候補地に関する説明会を開催しました。

説明会は、一関市及び平泉町内の8会場で開催したほか、自治会などからの要望を受け、さらに4会場で開催し、延べ368人の参加をいただきました。

説明会では、組合から候補地の選定経過や今後の進め方など(令和元年11月発行「くらしの情報」の内容)について説明したほか、一般財団法人日本環境衛生センターから「私たちの暮らしと一般廃棄物処理施設」と題して、廃棄物処理施設の全国での参考事例について情報提供が行われました。

説明会でいただいた質問と回答をお知らせします。



●説明会開催状況

開催日時		会場	参加者数(人)
12/ 1 (日)	9:30 ~ 11:34	マリアージュ	55
	13:30 ~ 15:03	弥栄市民センター	28
12/ 6 (金)	18:30 ~ 20:25	アイドーム	22
12/ 7 (土)	9:30 ~ 11:25	一関市役所花泉支所	21
	13:30 ~ 15:06	牧沢集会所	32
12/ 8 (日)	13:30 ~ 15:15	弥栄市民センター平沢分館 ※	26
12/ 9 (月)	18:30 ~ 20:35	東山市民センター	25
12/12 (木)	18:30 ~ 20:49	滝沢市民センター	60
12/16 (月)	18:30 ~ 20:22	中山集落センター ※	24
12/17 (火)	18:30 ~ 20:11	平泉町役場	35
12/18 (水)	18:30 ~ 20:15	刈生沢コミュニティセンター ※	18
1/ 8 (水)	18:30 ~ 20:10	真滝7区公民館 ※	22
合 計			368

※は自治会からの要望により開催したものの。

主な質問と回答

● 候補地について

質 問	回 答
候補地は、情報提供があったところから選定したのか。	候補地は、各候補地選定委員会が30項目を超える除外条件により範囲を絞り込み、さらに18の評価項目を比較評価し選定しました。 候補地に関する情報提供は、18件寄せられましたが、その情報は、各候補地選定委員会が設定した約50項目の選定条件のうち、「土地取得の容易性」という項目の中の一つの要素として評価に反映したものです。 このように、候補地は情報提供のみをもって選定したものではありません。
それぞれ4か所の候補地に、優先順位はあるのか。	組合では4か所の候補地を同列に扱っており、候補地を絞り込んでいく上での優先順位は設けていません。 なお、令和元年11月発行の「くらしの情報」に掲載した候補地の並び順は、住所コードの順です。
候補地の地権者の了解は得ているのか。	現時点において、候補地の地権者に対する説明や用地交渉は行っていません。 当面は、住民説明会を通じ、施設整備に関する説明を進めていきます。
それぞれ4か所の候補地から、どうやって1か所を決めるのか。	一関市、平泉町、組合で構成する施設整備検討委員会（検討委員会）で検討し、最終的には組合が構成市町と協議をして決定します。 絞り込みを進めるに当たっては、経済面や構成市町の政策面などからの検討が必要と考えています。
もっと具体的な位置を示せないのか。	今後、さらに作業を進め、早い段階で候補地ごとに具体的な位置を示していきます。



●整備する施設について

質 問	回 答
施設の規模は、どのようにして決めるのか。	施設整備計画（令和2年度策定予定）の中で、廃棄物の発生量の将来推計を行い、施設規模を決めることとしています。
施設の稼働期間は、どれくらいか。	新処理施設は約40年、新最終処分場は約25年と設定していますが、稼働後の廃棄物の量や施設の状況により、稼働期間は変動します。
最終処分場では、どの程度の雨量を想定しているのか。	想定雨量は、最低でも過去15年以上の期間における最大降雨のデータを一つの目安とした上で、周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な大きさの貯水槽を設置し対応します。
施設の配置や施設周辺の環境整備は、どう考えているのか。	まずは安全を第一に考え、さらに具体的なことは、地域の意見なども伺いながら、検討委員会で検討していくこととしています。

●環境対策について

質 問	回 答
施設の環境対策は、どのように考えているのか。	排ガスや放流水には、法律で定められた基準値があり、新処理施設や新最終処分場では、最善の技術により安全対策を講じます。 なお、組合の現在の施設においても、基準値を大きく下回っています。
法律で定められた基準値より厳しい基準を設定する考えはないのか。	法律で定められた基準値は、国が国民の健康や生活環境を守るという観点から設けられた基準ですが、今の技術水準では、その基準値を大きく下回ることができます。 組合では、法律で定められた基準値よりも厳しい自主基準値を設定して、施設の運転管理を行っていきます。 なお、施設の稼働状況や排ガスの測定結果などは、現在の施設と同様に、施設周辺の住民をはじめ、組合ホームページなどで定期的に公表していきます。
ダイオキシンの影響はないのか。	廃棄物を高温で焼却処理することにより、ダイオキシンの発生を抑えることができます。 なお、発生した微量のダイオキシンはそのほとんどが飛灰に付着し、ろ過式集じん機で除去されます。 飛灰については、処理方法も非常に厳しく規定されています。
福島原発事故由来の農林業系汚染廃棄物の処理は、どうするのか。	東日本大震災に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質に汚染された農林業系汚染廃棄物は、国が設置する仮設焼却施設で処理する計画です。 また、焼却によらない処理方法も検討されています。 新処理施設での処理は予定していません。

● 今後について

質 問	回 答
現在のリサイクル施設の扱いはどうなるのか。	新処理施設の完成により、一関清掃センターと大東清掃センターのそれぞれの焼却施設は廃止しますが、リサイクル施設は、当面はそのまま活用する予定です。 将来的な計画は、検討委員会で検討します。
最終処分場は、埋立て終了後はどうなるのか。	施設廃止の基準は法律で定められており、その基準を2年間継続して満たせば施設は廃止となります。 廃止後の跡地は、地域との話し合いにより有効活用を図っていきます。
今後の説明会の計画は、どうなっているのか。	次回の説明会は令和2年3月頃を予定しています。 また、個別に地域に入って説明する機会をいただきたいと思います。 説明会の内容は、組合ホームページなどで周知していきます。



訂正とお詫び

令和元年11月発行「くらしの情報」（候補地選定のお知らせ）の記載に誤りがありました。
以下のとおり訂正させていただくとともに、お詫びいたします。

7ページ「4 第2次選定」の表
最終処分場の比較評価項目

	誤	正
⑥ インフラ整備状況（上水・簡水）	○	空欄
⑨ 土地取得の容易性	空欄	○



組合では、住民の皆様からいただいたご意見などを踏まえながら、より良い施設となるよう施設整備検討委員会で検討し、事業を進めてまいります。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。
今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 問合せ先 一関地区広域行政組合 総務管理課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL 21-2111 内線 8751 FAX 31-3224

一関地区広域行政組合ホームページ

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

